

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年10月まで
自分で国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、A市町村B支所の窓口で納付したと思う。申立期間について、保険料の納付済み期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分で国民年金の加入手続をした記憶は無いが、A市町村から郵送されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録及びC市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは平成6年3月1日であり、申立人が所持する年金手帳においても初めて国民年金被保険者となった日は6年3月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間について、国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、「自分で加入手続をした記憶は無い。」と述べており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、納付したとする国民年金保険料について、「1万3,000円から1万4,000円ぐらいで、数十円の端数があった。」と述べているが、申立期間の保険料の金額とは一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 8 月まで

私は、A 市町村役場に臨時職員として勤務していた昭和 58 年 6 月から 60 年 8 月までの期間について、市町村庁舎内にあった職員専用の収納窓口で国民年金保険料を納付していた。現在所持している年金手帳は、その当時、加入手続をした時に交付されたものだと思う。領収書等の納付が確認できる資料は持っていないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A 市町村庁舎内の収納窓口で納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成元年 9 月 1 日（実際の資格取得手続は、A 市町村が保管する被保険者名簿に記載された日付から 2 年 3 月 26 日）であり、昭和 57 年 4 月 1 日まで遡及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、申立人は、所持している年金手帳について、「申立期間当時に受け取ったものだと思う。」と述べているところ、当該年金手帳に記載された手帳記号番号は、上記の平成元年 9 月 1 日に払い出されたものであることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A 市町村庁舎内の職員専用の収納窓口で納付した。」と主張しているが、同市町村では、「当時も現在も、A 市町村庁舎内に職員専用の国民年金保険料の収納窓口は無

い。」と回答しており、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 991 (事案 349 及び事案 350 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
② 平成 6 年 5 月 31 日から同年 10 月 31 日まで

私は、A株式会社を平成 6 年 10 月 31 日まで経営していたが、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 31 日となっていること及び標準報酬月額が同年 1 月 1 日に遡って引き下げられていることについて、第三者委員会に申し立てたが、信義則から記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

しかし、社会保険事務所（当時）の当時の職員の氏名を思い出したので、この職員から社会保険事務所が全て行ったことを確認してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、「A株式会社の代表取締役として、自ら厚生年金保険の社会保険事務所への手続を行っていた。」と供述している上、同社の代表取締役として申立期間当時の同社の事情を知り得る立場にありながら、当該標準報酬月額の減額処理及び遡及した厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、「申立期間当時の社会保険事務所の担当職員の氏名を思い出したので、その職員から当時の状況について聴取してほしい。これにより、私が処理に関与しておらず、社会保険事務所が

全て行ったことが確認できるはずである。」と主張しているところ、当該職員から聴取したものの、当該職員は、「A株式会社を数回訪問し、代表取締役であった申立人と数か月分の滞納保険料の納付について面談したことについては記憶がある。しかし、私は、申立人から標準報酬月額の遡及した減額訂正や全喪届に関する書類を預かったり、私が勝手にその処理をしたことも無いので、申立人が自ら作成し提出したと思う。」と述べている。

また、申立人から、再度、当時の状況について聴取したところ、申立人は、「申立期間当時、社判と実印は自分で管理しており、社会保険事務所に提出する全喪届等の複数の書類に自身で押印した記憶がある。」と供述している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額及び被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 28 日から 49 年 4 月 16 日まで
② 昭和 50 年 11 月 3 日から 51 年 4 月 14 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 11 日から 52 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 52 年 11 月 4 日から 53 年 4 月 29 日まで
⑤ 昭和 54 年 11 月 15 日から 55 年 4 月 16 日まで
⑥ 昭和 55 年 11 月 10 日から 56 年 4 月 16 日まで
⑦ 昭和 56 年 11 月 5 日から 57 年 4 月 16 日まで
⑧ 昭和 57 年 11 月 2 日から 58 年 4 月 16 日まで
⑨ 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 4 月 15 日まで
⑩ 昭和 59 年 11 月 5 日から 60 年 4 月 14 日まで
⑪ 昭和 60 年 11 月 11 日から 61 年 4 月 16 日まで
⑫ 昭和 61 年 11 月 10 日から 62 年 4 月 16 日まで
⑬ 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 4 月 21 日まで
⑭ 昭和 63 年 11 月 4 日から平成元年 4 月 16 日まで
⑮ 平成元年 11 月 10 日から 2 年 4 月 15 日まで
⑯ 平成 2 年 11 月 5 日から 3 年 1 月 1 日まで
⑰ 平成 3 年 1 月 11 日から同年 4 月 16 日まで
⑱ 平成 5 年 11 月 12 日から 6 年 4 月 16 日まで
⑲ 平成 6 年 11 月 15 日から 7 年 4 月 15 日まで
⑳ 平成 7 年 11 月 13 日から 8 年 4 月 16 日まで
㉑ 平成 9 年 11 月 11 日から同年 12 月 31 日まで
㉒ 平成 16 年 11 月 17 日から 17 年 4 月 16 日まで
㉓ 平成 17 年 11 月 7 日から 18 年 4 月 14 日まで
㉔ 平成 18 年 11 月 6 日から 19 年 5 月 1 日まで

申立期間①について、私は、地元の同僚と一緒にA株式会社B工場で、

出稼ぎ労働者として仕事をしていた。

申立期間②及び③については、地元の同僚と一緒にC株式会社で、出稼ぎ労働者として仕事をしていた。

申立期間④については、D株式会社で、出稼ぎ労働者として仕事をして

いた。

申立期間⑤から⑩までの期間については、地元の同僚と一緒にE株式会

社で、出稼ぎ労働者として仕事をして

いた。

申立期間⑪から⑮までの期間及び⑯から⑳までの期間については、F株

式会社で、出稼ぎ労働者として仕事をして

いた。

申立期間⑰については、I株式会社で、出稼ぎ労働者として仕事をして

いた。

申立期間⑱から㉔までの期間については、地元の同僚と一緒に株式会社

Jで、出稼ぎ労働者として仕事をして

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当時の資料が保管されていないため詳細については確認できないが、出稼ぎ労働者については、本人の加入意思により厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と回答しているところ、申立人は、同社から厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶が無く、加入意思についても聞かれた記憶が無い。

また、地元から出稼ぎに行った同僚二人は、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人及び申立人が記憶する同僚の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②及び③について、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社では、「当時の資料は残っていないが、出稼ぎ労働者については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険及び健康保険には加入させなかった。」と回答しているところ、申立人が一緒

に出稼ぎに行ったと記憶する同僚は、「自宅から国民健康保険証を持参した。給与から厚生年金保険料が控除されていなかったのも厚生年金保険には加入していない。」と証言している上、当該同僚も同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②及び③において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、厚生年金保険の加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者も見当たらない。

- 3 申立期間④について、雇用保険の記録から、申立人は、D株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D株式会社では、「当時の資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しているものの、当時のD株式会社の社員二人は、「毎年10人ぐらいの出稼ぎ労働者が来ていたが、厚生年金保険及び健康保険には加入させていなかったのも、出稼ぎ労働者は国民健康保険証を持参していた。」と証言している。

また、上記の元社員が保管していた従業員名簿から、連絡がとれた3人の出稼ぎ労働者は、「出稼ぎには国民健康保険証を持参して行った。厚生年金保険料が控除されていなかったのも、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者も見当たらない。

- 4 申立期間⑤から⑪までの期間について、雇用保険の記録及びE株式会社の当時の事務担当者等の証言から、申立人は、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚二人についても、E株式会社における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、E株式会社では、「当時の事務担当者を確認したところ、その者は、K都道府県から一緒に出稼ぎに来ていた申立人と二人の者を記憶しており、3人とも厚生年金保険に加入しないことを希望したので、加入させていなかったことを記憶していた。」と回答している。

さらに、申立人と一緒に出稼ぎに行った上記の同僚二人は、「雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず保険料も控除されていなかった。国民健康保険証を持参して出稼ぎに行った。」と証言している。

加えて、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 5 申立期間⑫から⑮までの期間及び⑰から⑳までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、F株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F株式会社では、「当時の資料は残っていないものの、

出稼ぎ労働者については雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険及び健康保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚も、同社における厚生年金保険の加入記録が無く、当該同僚は、「会社から言われて国民健康保険証を持参した。給与から厚生年金保険料は引かれていなかったのので、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、F株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

6 申立期間⑩について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Gに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Gでは、「当時の資料は残っていないが、出稼ぎ労働者については雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚を記憶していない上、申立期間⑩に株式会社Gにおいて、厚生年金保険に加入していることが確認できる者についても、連絡先が特定できないことから、照会ができない。

さらに、株式会社Gに係るオンライン記録から、加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者も見当たらない。

7 申立期間⑪について、雇用保険の記録から、申立人は、H株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H株式会社では、「当時の資料は残っていないが、出稼ぎ労働者については、厚生年金保険及び健康保険には加入させていなかったのので、国民健康保険証を持参してもらっていた。」と回答している。

また、H株式会社の現場監督であった者は、「当時、出稼ぎ労働者は120人ぐらいいたが、事務担当者から、厚生年金保険に加入させているのは正社員だけで、出稼ぎ労働者は加入させていないと聞いた記憶がある。出稼ぎ労働者は、国民健康保険証を持参して働きに来ていた。」と証言している。

さらに、H株式会社に係るオンライン記録から、加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者も見当たらない。

8 申立期間⑫について、雇用保険の記録から、申立人は、I株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I株式会社では、「出稼ぎ労働者については、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、同社が保管する賃金台帳から、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が同じ出稼ぎ労働者であったと記憶する同僚二人も、I株式会社における厚生年金保険の加入記録が無く、このうち連絡が取れた一人は、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。国民健康保険証を持参していた。」と証言している。

9 申立期間⑳から㉔までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Jに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Jでは、「出稼ぎ労働者については、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している上、同社が保管する賃金台帳から、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が同じ出稼ぎ労働者であったと記憶する同僚4人も、株式会社Jにおける厚生年金保険の加入記録が無く、このうち連絡がとれた3人は、「出稼ぎには国民健康保険証を持参して行った。出稼ぎ者は、厚生年金保険に加入しておらず、給与からも厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している。

10 このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月頃から 53 年 1 月末頃まで
昭和 52 年 3 月頃に有限会社AのB営業所に入社し、会社が倒産した 53 年 1 月末頃まで、C職をしながら製品を販売する仕事をしたが、厚生年金保険の加入記録が無い。52 年 10 月か 11 月頃に健康保険証を使った記憶があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの代表取締役社長及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、同社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に有限会社AのB営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は4人（営業職が3人、事務職が一人）のみであり、申立人が申立期間に同社同営業所に入社したと記憶する同僚6人（C職が二人、営業職が4人）については、厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、同社では、全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間に有限会社Aにおいて厚生年金保険に加入し、申立期間も継続して同社B営業所で勤務していたことが確認できる15人のうち、代表取締役社長を除く14人は、昭和52年10月5日までに被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、その中の複数の者は、「当時、B営業所は経営が悪化したため、2、3か月も給与が支払われないことがあった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、有限会社AのB営業所に勤務していたことが確認できる複数の者は、「同社の給与事務及び厚生年金保険の被保険者資格の取得手続等の事務は、全て代表取締役社長が行っていた。」と証言しているところ、代表取締役社長に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したもの

の、回答が得られなかった。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月12日から44年4月13日まで
② 昭和45年11月6日から46年4月14日まで
③ 昭和49年12月10日から50年5月31日まで
④ 昭和50年12月10日から51年6月1日まで
⑤ 昭和51年11月15日から52年4月14日まで
⑥ 昭和52年11月10日から53年4月16日まで
⑦ 昭和53年11月1日から54年4月16日まで
⑧ 昭和54年11月10日から55年4月16日まで
⑨ 昭和60年11月11日から61年4月16日まで
⑩ 昭和61年11月18日から62年4月15日まで
⑪ 昭和62年11月13日から63年4月16日まで
⑫ 昭和63年11月8日から平成元年4月16日まで
⑬ 平成元年11月11日から2年4月16日まで

私は、申立期間①について、株式会社Aで弟と地元の知人4人と一緒に出稼ぎ労働者として働いた。

申立期間②については、厚生年金保険の加入記録がある前年度と同様に、B株式会社に弟と一緒に出稼ぎに行った。

申立期間③から⑧までの期間については、公共職業安定所の紹介でC株式会社に地元の知人二人と一緒に出稼ぎに行った。

申立期間⑨から⑬までの期間については、公共職業安定所の紹介でD株式会社に弟と一緒に出稼ぎに行った。このうち申立期間⑩から⑬までの期間については、地元の知人と一緒に出稼ぎに行き、E都道府県とF都道府県出身の出稼ぎ労働者の責任者もしていた。

いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は正社員のみであり、出稼ぎ労働者については加入させていなかった。」と回答している。

また、株式会社Aでは、厚生年金基金に加入しているところ、G企業年金基金では、「申立人の加入記録の有無を確認したが、申立人の加入記録は無かった。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する弟及び同僚4人についても株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が無く、当該5人中でオンライン記録が確認できる4人は、申立期間①において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が所持する社内旅行の写真から、申立期間①当時、株式会社Aでは30人以上の出稼ぎ労働者がいたことがうかがえるところ、同社の厚生年金保険の加入記録からは、出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B株式会社には、前年度に出稼ぎに行った時の厚生年金保険の加入記録があるのに、翌年に出稼ぎに行った時の加入記録が無い。」と申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「申立期間②当時、出稼ぎ労働者については原則として厚生年金保険には加入させていなかったが、本人が希望すれば加入させていた。当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を確認したところ、申立期間②の前年の資格取得届及び資格喪失届には申立人及びその弟の氏名が確認できるが、申立期間②には二人とも氏名の記載が無いので加入手続を行っていない。」と回答している。

また、申立期間②については、申立人が前年から2年続けて一緒に出稼ぎに行ったと記憶する弟も、前年度の厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間②の加入記録が無く、申立期間②は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B株式会社の元社員は、「当時、出稼ぎ労働者は10人ぐらいたと記憶している。」と証言しているところ、申立期間②において、同社の厚生年金保険の資格取得者の中で、加入期間から出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において、申立人及びその弟の氏名は無く、健康保険番

号に欠番も無い。

- 3 申立期間③から⑧までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、C株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社では、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年9月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかった。適用事業所となる前は給与から保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、60年9月1日であることが確認できる。

また、申立人がC株式会社に一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚二人は、申立期間③から⑧までの期間について、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 4 申立期間⑨から⑬までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、D株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する弟及び同僚一人についても、D株式会社において雇用保険の加入記録が確認できる期間（申立人の弟については申立期間⑪及び⑫、同僚については申立期間⑪から⑬までの期間）の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、上記の同僚は、「出稼ぎ期間中に会社から厚生年金保険の加入について説明を受けた記憶が無く、当時は国民年金と農業者年金に加入し保険料を納付していた。厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と証言し、申立期間⑪から⑬までの期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D株式会社では、「申立期間当時の出稼ぎ労働者についての厚生年金保険の取扱いは、当時の資料が無く不明である。」と回答しており確認できないものの、申立期間⑨から⑬までの期間において出稼ぎ労働者であることがうかがえる者に照会したところ、4人の出稼ぎ労働者が確認できたが、4人ともH都道府県からの出稼ぎ者であり、そのうちの一人は、「昭和30年代から出稼ぎに行っていたが、60年頃にH都道府県からの出稼ぎ労働者の責任者が会社に厚生年金保険の加入を申し入れ、それから毎年、厚生年金保険に加入している。」と証言しており、同社では、全ての出稼ぎ労働者について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 5 このほか、申立期間①から⑬までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。